

○小値賀町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱

平成28年 3 月28日告示第13号

小値賀町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小値賀町における一般家庭から排出される「生ごみ」の減量とリサイクルの推進を図るため、町内の各家庭が生ごみ処理容器を購入する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第 2 条 補助の対象となるのは、小値賀町内に住所を有する家庭（事業所は除く。）とし、補助対象経費及び補助率は次の表に掲げるとおりとする。

補助対象生ごみ処理容器	地上設置型	電力使用型
補助対象個数	2 基以内	1 基
補助率	購入金額の80%以内（消費税含む。）	購入金額の80%以内（消費税含む。）
補助最高限度額	(1 基当たり) 5,600円	56,000円
備考 ・購入金額には、工事費・配達料の他生ごみ処理容器本体以外のものに係る費用は含まない。 補助金に100円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ・購入先は、町内の事業者であること。		

(補助金の交付申請)

第 3 条 小値賀町補助金等交付規則（昭和57年 4 月 1 日規則第 4 号）の規定により、補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出する。

(補助金の請求)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器を購入・設置した後、様式第 2 号に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(その他)

第 5 条 この補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、小値賀町補助金等交付規則（昭和57年 4 月 1 日規則第 4 号）に定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定める以外に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。